

国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬に送付します。本年度の税率は、昨年度と変更ありませんが、軽減対象世帯の所得基準が改正されました。

●保険税の納期

普通徴収（納付書や口座振替）でお支払いいただく方の納期は9回です。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	4/1

※納付書で納められている方には、安心して便利な口座振替をお勧めします。市内に支店のある金融機関（農協と但馬銀行を除く）のキャッシュカードを国保医療課窓口にお持ちいただくことで、口座振替の手続きができます。

※特別徴収でお支払いいただく方は、偶数月に年金から天引きされます。

●低所得者への軽減制度の拡充

所得が低い方の税負担を減らすため、世帯主とその世帯の国保加入者の所得合計額が一定額（下表の所得基準額）以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準額
7割軽減	33万円（改正なし）
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 50万円 × 被保険者数



●国保の税率と課税限度額

	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療給付費分	7.7%	27,000円	26,000円	58万円
後期高齢者支援金分	2.9%	9,000円	8,000円	19万円
介護納付金分（40～64歳）	2.3%	10,000円	6,000円	16万円

※所得割率…課税所得（加入者の前年所得－基礎控除33万円）に乗じる税率

※均等割額…加入者1人あたりの税額

※平等割額…加入世帯1世帯あたりの税額

※課税限度額…所得割額、均等割額、平等割額の限度額

●保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

●国保財政の健全化のために

医療費の増加を抑えることは、保険税の引き上げの抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけていただきますようお願いします。

- ・病気の早期発見や予防のため、年に1回、特定健診やがん検診を受けましょう。6月から町ぐるみ健診が始まっています。また、市内の指定医療機関で、健診を受けることもできます。なお、20歳以上の国保加入者の方は、無料で特定健診を受けられます。
- ・ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。この医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後に製造された薬で、新薬に比べて一般的な価格は3～5割程度になるため、自己負担が減り医療費全体も抑えられます。
- ・医療機関や薬局に行く際は、必ずお薬手帳を持ちましょう。薬の重複服用や不適切な飲み合わせを防ぐことができます。なお、お薬手帳を提示することで調剤費が安くなる場合があります。
- ・加西市は、子ども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っており、医療機関を受診しやすい環境にありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようにしてください。

●**限度額適用認定証の更新（8/1 に更新）**

認定証を提示すれば、1カ月の入院等の支払いが、自己負担限度額までで済みます。引き続き利用される方や新たに利用される方は、申請してください。

・**申請期間** 7月17日（火）～ ・**申請場所** 国保医療課 ・**必要な物** 保険証、印鑑

●**高齢受給者証の更新（8/1 に更新）**

国民健康保険の加入者で70～74歳の方を対象に、保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。受診の際に、保険証と共に医療機関の窓口で提示してください。新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

●**高額療養費の上限額の変更について（※後期高齢者医療保険料も同様）**

全ての健康保険（国保・社保・共済・後期高齢者医療）で、8月から下表のとおり70歳以上（65歳以上の後期高齢者加入者も含む）の方の高額療養費の上限額が変わります（住民税非課税世帯の方は、変更ありません）。

所得区分		外来（個人）	外来 + 入院（世帯）	
現役並み	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% [140,100 円]	
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% [93,000 円]	
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% [44,400 円]	
一般		課税所得 145 万円未満	18,000 円 ※年間上限 144,000 円	57,600 円 [44,400 円]
住民税非課税		低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		低所得Ⅰ		15,000 円

※過去 12 カ月以内に高額療養費に該当する月が 4 回以上ある場合は、[] 内の金額が適用されます。

平成30年度後期高齢者医療保険料

問合せ／国保医療課 ☎42-8721
県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021

平成 30 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付します。保険料の計算方法、軽減等については、広報 4 月号において、お知らせしておりますので、ご確認ください。

●**新しい被保険者証を送付します（8/1 更新）**

7 月中旬に新しい被保険者証を簡易書留にて送付しますので、8 月 1 日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

医療機関窓口での一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の平成 30 年度住民税課税所得などをもとに計算されています。また、世帯の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

●**「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」について**

世帯員全員が住民税非課税（上記表青色の囲み部分）の方は、減額認定証を提示することで、医療機関ごとに 1 カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。限度額は上記の表をご覧ください。

認定証の更新時期は毎年 8 月 1 日です。現在、減額認定証をお持ちで 8 月以降も対象となる方には、7 月中旬に新しい減額認定証を被保険者証と共に送付します。申請をされていない場合は、国保医療課に申請してください。

●**「限度額適用認定証（限度額認定証）」について**

8 月から現役並み所得者の所得区分が細分化されることに伴い、「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ（上記表オレンジ色の囲み部分）」に該当している方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関等ごとに 1 カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。

入院等で自己負担額が上記の表の限度額を超える場合は、限度額認定証が必要となりますので、国保医療課窓口申請してください。（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。）